

寄居町一般廃棄物処理基本計画

生活排水処理基本計画(案)

計画期間：令和2年度～令和7年度

寄 居 町

目 次

生活排水処理基本計画

第1章 総論	1
第2章 寄居町の地域特性	2
第1節 自然環境	2
第2節 土地利用状況	3
第3節 社会環境	4
第4節 町内河川水質の現況	5
第3章 生活排水処理の現状と課題	6
第1節 生活排水処理体系	6
第2節 生活排水処理普及率・生活排水水洗化率	7
第3節 処理主体	10
第4節 生活排水処理施設の概要	11
第5節 課題の整理	13
第4章 計画策定の基本的事項	14
第1節 計画策定の位置づけ	14
第2節 計画期間	15
第3節 将来人口	16
第4節 処理区域の設定	16
第5節 計画の目標	17
第5章 生活排水処理計画	18
第1節 生活排水処理の基本方針	18
第2節 生活排水処理計画	19
第6章 し尿・汚泥の処理計画	21
第1節 し尿・汚泥処理の基本方針	21
第2節 し尿・汚泥の処理計画	22
第7章 生活排水処理の推進	26
第1節 広報・啓発活動	26
第2節 計画の進行・管理	26
参考資料 用語集	

第1章 総論

本町は、豊かな山地と清らかな流れの荒川を擁し、恵まれた自然環境の中にあります。この風光明媚な環境下で「名水百選」、「水の郷」、「水源の森百選」の認定を受けており、『水の三冠王』として、町内外に知られています。これは町内全域において水に対する意識が高いことのあらわれであると言えます。

近年における本町の人口は、緩やかながらも減少の一途を辿っており、全国的な傾向である少子高齢化が如実にあらわれています。

このような状況の中、国・県においては平成26年から10年程度を目標に各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること（概成）を目指し、経済性及び効率性を考慮した生活排水処理計画の見直しを進めており、町においてもこの方針に基づき、令和7年度を目標とした生活排水処理基本計画を策定するものです。



※ 公共下水道区域並びに農業集落排水区域以外は全域合併処理浄化槽区域となっています。

図 1-1 生活排水処理整備の現況

第2章 寄居町の地域特性

第1節 自然環境

本町は、埼玉県の北西部にあり、東経 139 度 11 分 35 秒、北緯 36 度 7 分 6 秒に位置し、面積は 64.25km²です。

また、町の中心を荒川が東流し、関東平野へと続く広大な台地、外秩父山地の織成す山々、埼玉県立長瀨玉淀自然公園などに代表されるような、豊かな自然に囲まれた、清らかな環境におかれています。町の北部から東部にかけては美里町、深谷市、嵐山町に接し、西部は皆野町、長瀨町、南部は東秩父村、小川町にそれぞれ接しています。

地勢は荒川が山地から平野部に変わる扇状地の部分を中心としており、荒川の左岸は楡挽台地、右岸は江南台地で、数段の段丘地形が形成されています。

表 2-1 面積及び位置

	面積 (km ²)	位置
面積 位置	64.25	東経 139 度 11 分 35 秒、 北緯 36 度 7 分 6 秒

資料：寄居町ホームページ



図 2-1 寄居町の位置

第2節 土地利用状況

本町の土地利用状況は、宅地が行政区域の 13%、田と畑を合わせた農地が約 23%で、山林・原野が約 27%、その他・雑種地等が約 37%を占めています。

表 2-2 行政区域内土地利用の状況(平成 30 年度)

	総数	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	雑種地	その他
面積 (km ²)	64.25	2.91	12.07	8.36	15.68	1.61	0.11	4.98	18.53
割合 (%)	100.0	4.5	18.8	13.0	24.4	2.5	0.2	7.8	28.8

資料：寄居町ホームページ

本町の都市計画区域は、6,425ha が指定され、その内 540.4ha が用途地域となっています。以下に都市計画の指定状況を示します。

表 2-3 都市計画の指定状況

	面積 (ha)	備 考
都市計画区域	6,425.0	寄居町全域
用途地域	540.4	
用途地域指定外	5,884.6	

資料：寄居町

第3節 社会環境

平成 24 年度から平成 30 年度の本町における行政人口、世帯数及び世帯人員の推移を見てみると、以下の表のようになります。

平成 24 年度以降、世帯数は増加傾向にあるものの、行政人口は減少傾向にあり、本町においても少子高齢化による世帯人員数の減少という状況下にあることが伺えます。

表 2-4 行政人口の推移

	行政人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)
平成 24 年度	35,672	14,024	2.54
平成 25 年度	35,470	14,213	2.50
平成 26 年度	35,083	14,289	2.46
平成 27 年度	34,766	14,342	2.42
平成 28 年度	34,284	14,349	2.39
平成 29 年度	33,843	14,387	2.35
平成 30 年度	33,573	14,524	2.31

資料：寄居町

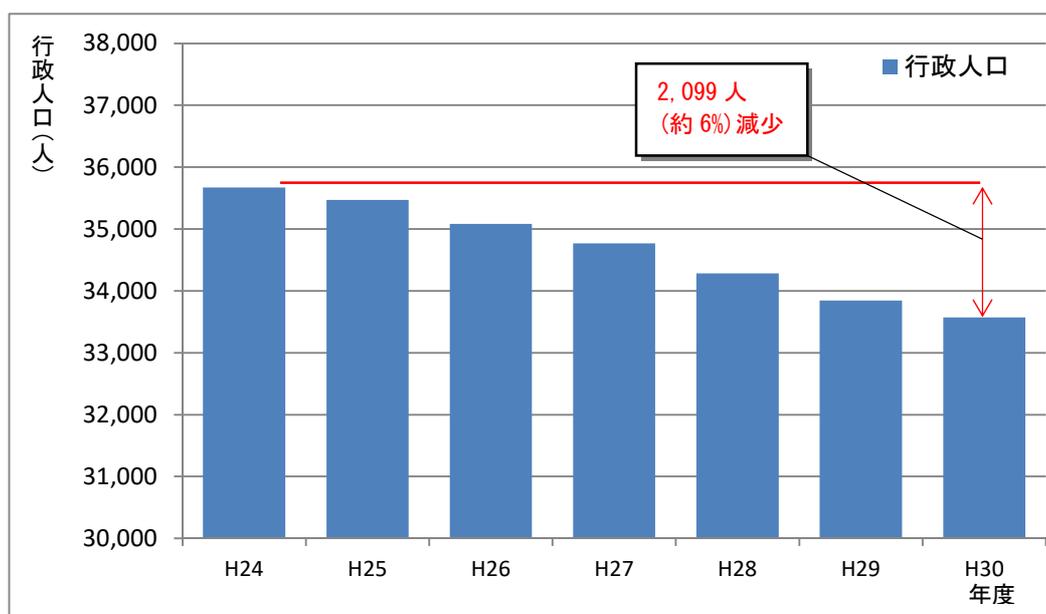


図 2-2 行政人口の推移

第4節 町内河川水質の現況

本町を流れる河川の水質は以下のとおりです。

9河川9地点では、水質がきれいな河川が7河川、きたない部類に属する河川が2河川となっています。

平成20年度の調査結果と比較し、水質状況の「きれい」を維持している7河川については引き続ききれいな水質を保持しています。

現在、町内を流れる主要河川については3年に一回のペースで実態調査を行っており、河川の水質状況の動向を監視しています。

表 2-5 水質観測地点及び現況水質

河川名	水質観測地点	BOD (mg/l)		水質状況	
		平成20年度	平成28年度 ～ 平成30年度	平成20年度	平成28年度 ～ 平成30年度
荒川	正喜橋	0.6	0.5	きれい	きれい
風布川	高柿新橋付近	0.5未満	0.5未満	きれい	きれい
逆川	荒川合流前	0.7	0.5未満	きれい	きれい
天沼川	荒川合流前	1.6	1.3	きれい	きれい
深沢川	荒川合流前	0.5未満	0.5未満	きれい	きれい
塩沢川	荒川合流前	0.7	0.6	きれい	きれい
明神川	新吉野橋付近	4.0	5.0	ややきたない	ややきたない
吉野川	赤木橋上流付近	6.1	7.0	きたない	きたない
藤治川	深谷市流入前	0.7	1.0	きれい	きれい

資料：国土交通省経年統計水質検索結果・寄居町生活環境エコタウン課

表 2-6 水質状況とBOD

水質状況	BOD (mg/l)
きれい	<2.5
ややきたない	2.5～5.0
きたない	5.1～10.0
極めてきたない	10<

第3章 生活排水処理の現状と課題

第1節 生活排水処理体系

本町の生活排水の処理体系は以下のとおりです。

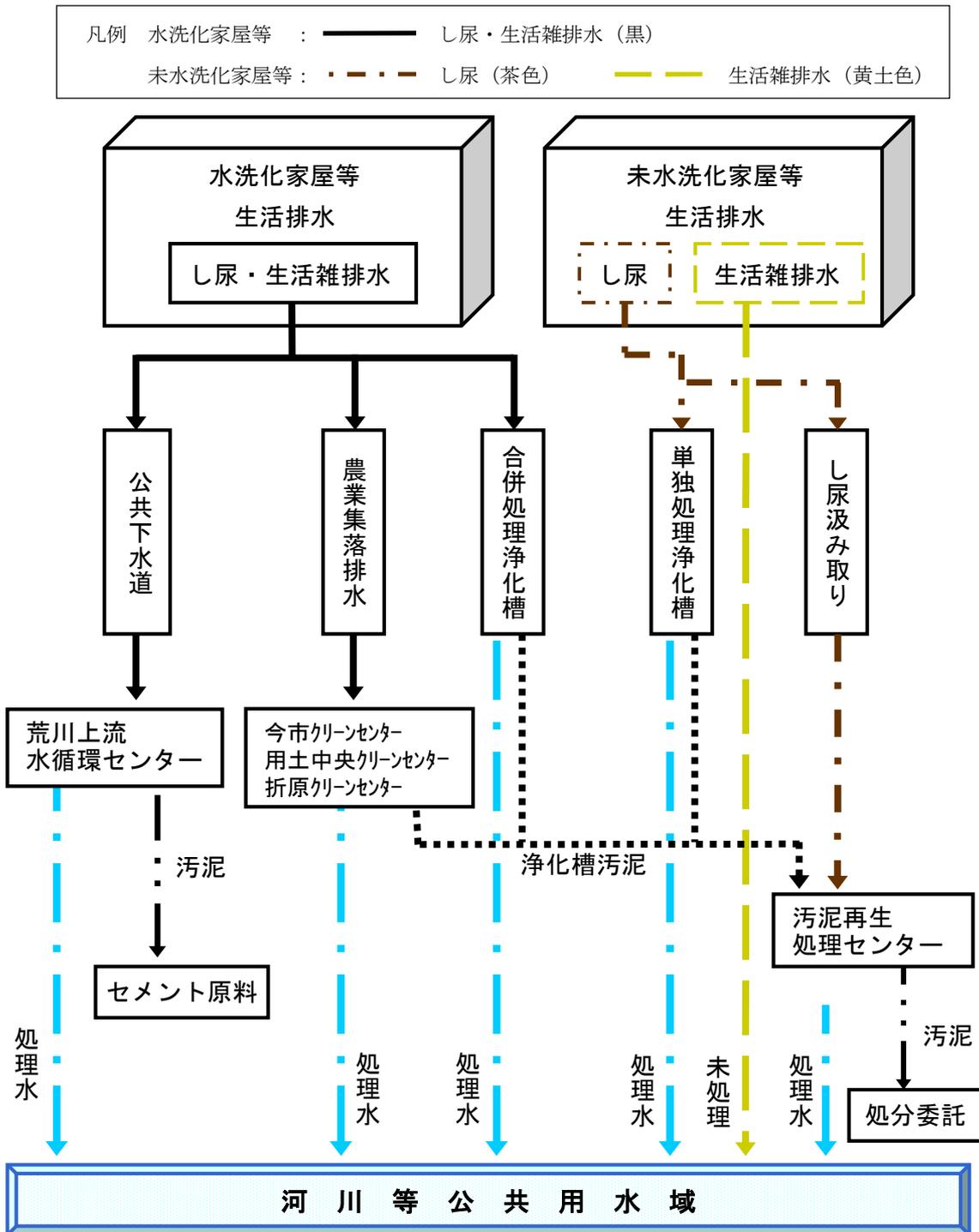


図 3-1 生活排水処理の体系

第2節 生活排水処理普及率・生活排水水洗化率

平成24年度から平成30年度の本町における生活排水処理普及率及び生活排水水洗化率の現状は、以下のとおりです。

生活排水処理普及率は67.6%から72.7%に伸び、年平均0.7%で生活排水処理普及率が増加しています。

表 3-1 生活排水処理普及率

区分	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	A) 行政人口(人)		35,672	35,470	35,083	34,766	34,284	33,843
B) 生活排水処理普及人口(人)	公共下水道	7,731	7,890	7,904	7,968	8,179	8,248	8,287
	農業集落排水	2,200	2,413	2,414	2,400	2,399	2,344	2,348
	合併処理浄化槽	14,192	13,886	13,951	14,003	13,909	13,876	13,763
	単独処理浄化槽	8,508	8,239	8,072	7,915	7,730	7,558	7,432
	し尿汲み取り	3,041	3,042	2,742	2,480	2,067	1,817	1,743
	生活排水処理普及率(%) B/A*100		67.6	68.2	69.2	70.1	71.4	72.3

資料：寄居町生活環境エコタウン課・上下水道課

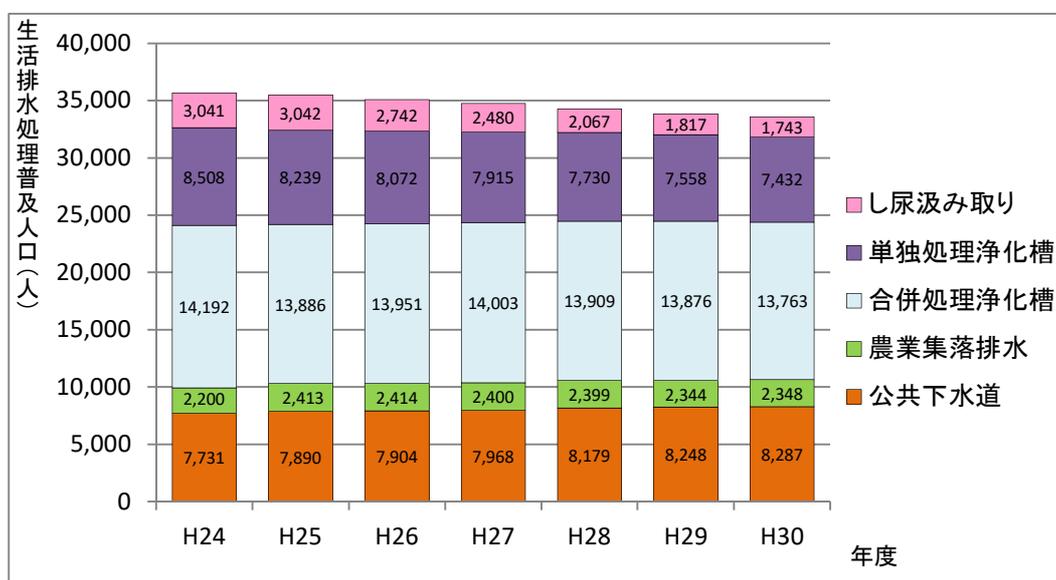


図 3-2 生活排水処理形態別普及人口の推移

生活排水水洗化率は平成 24 年度で 64.9%、平成 30 年度では 70.8%となっています。

この増加の要因としては、公共下水道や農業集落排水の計画的な整備により、それらの施設に接続したことや、合併処理浄化槽の設置によるものです。

表 3-2 生活排水水洗化率

区分	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
A) 行政人口(人)		35,672	35,470	35,083	34,766	34,284	33,843	33,573
B) 生活排水水洗化人口(人)		23,137	23,194	23,436	23,597	23,706	23,809	23,767
	公共下水道	5,965	6,136	6,362	6,470	6,569	6,847	6,992
	農業集落排水	1,770	1,946	2,051	2,080	2,119	2,110	2,066
	合併処理浄化槽	15,402	15,112	15,023	15,047	15,018	14,852	14,709
C) 生活排水未水洗化人口(人)		12,535	12,276	11,647	11,169	10,578	10,034	9,806
	単独処理浄化槽	9,235	8,966	8,693	8,504	8,346	8,089	7,943
	し尿汲み取り	3,300	3,310	2,954	2,665	2,232	1,945	1,863
生活排水水洗化率 (%) B/A*100		64.9	65.4	66.8	67.9	69.1	70.4	70.8
生活排水未水洗化率 (%) C/A*100		35.1	34.6	33.2	32.1	30.9	29.6	29.2

資料：寄居町生活環境エコタウン課・上下水道課

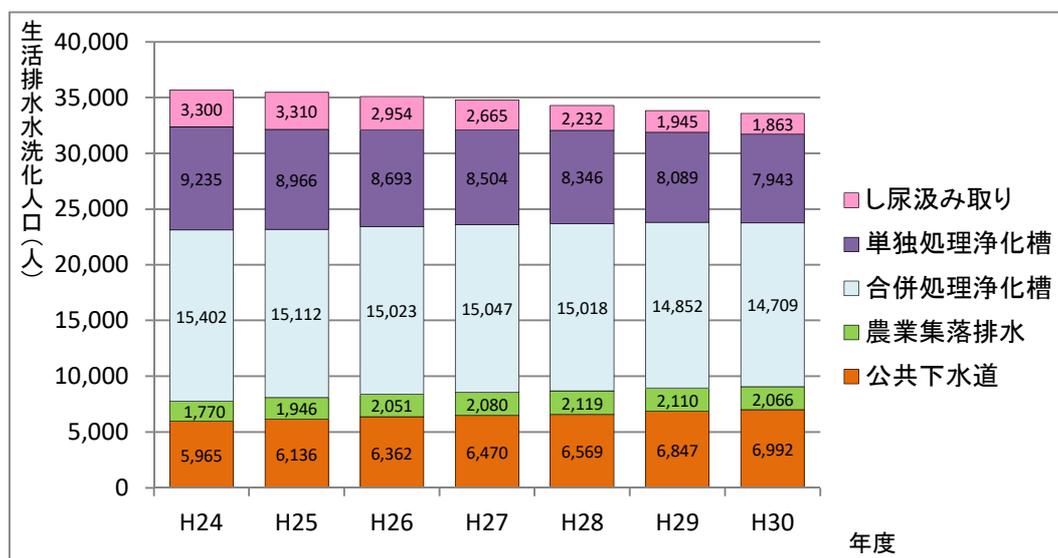


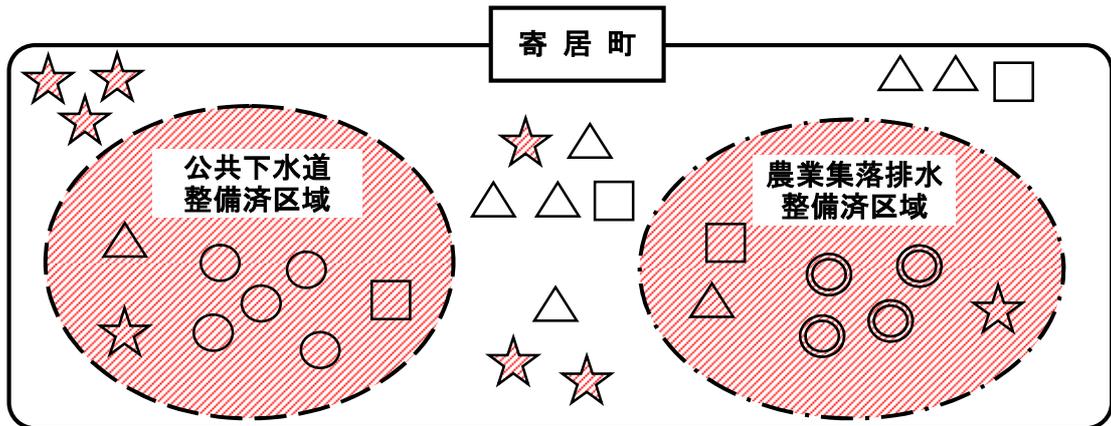
図 3-3 生活排水処理形態別水洗化人口の推移

生活排水処理普及人口及び生活排水水洗化人口の考え方は以下のとおりです。

生活排水処理普及人口とは、公共下水道整備済区域及び農業集落排水整備済区域内の人口に、それらの区域の外にある、合併処理浄化槽を設置している家庭等の人口を加えたものをさします。

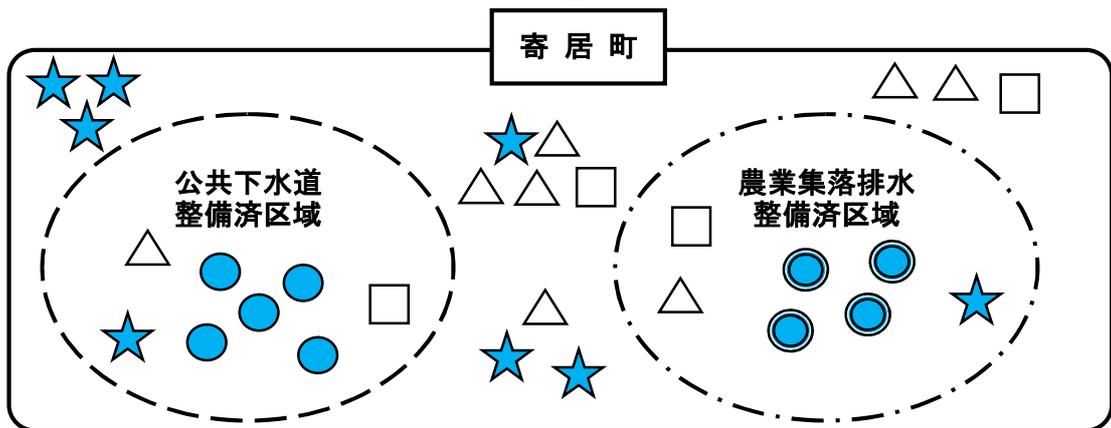
生活排水水洗化人口とは、公共下水道整備済区域及び農業集落排水整備済区域内の接続済人口に、町全域の合併処理浄化槽を設置している家庭等の人口を加えたものをさします。

《生活排水処理普及人口概念図》



- ：公共下水道使用者 ⊙：農業集落排水使用者 ☆：合併処理浄化槽使用者
- △：単独処理浄化槽使用者 □：し尿汲み取り使用者
- + ☆：生活排水処理普及人口（網かけ）
- 下水道整備済区域： —— 農集整備済区域： -.-.-

《生活排水水洗化人口概念図》



- ：公共下水道使用者（接続済） ⊙：農業集落排水使用者（接続済）
- ☆：合併処理浄化槽使用者 △：単独処理浄化槽使用者 □：し尿汲み取り使用者
- + ⊙ + ☆：生活排水水洗化人口（塗りつぶし）
- 下水道整備済区域： —— 農集整備済区域： -.-.-

第3節 処理主体

一般的に生活排水とは、「し尿」と「生活雑排水」の二つに分けられます。
本町においては、生活排水の種類によって、生活排水処理施設を次のように区分けしています。

- ① 「し尿」と「生活雑排水」を同時に処理するもの
 - ・ 公共下水道、流域下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽
- ② 「し尿」のみを処理するもの
 - ・ 単独処理浄化槽
- ③ 「し尿」及び「浄化槽汚泥」を処理するもの
 - ・ し尿処理施設

生活排水処理施設の処理主体をまとめると、以下のようになります。

表 3-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類		対象となる排水の種類	処理主体	施設整備規模	対象区域
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	寄居町 個人等	—	—
	農業集落排水	し尿 生活雑排水	寄居町	1,000人程度	農業振興地域内の農業集落
	単独処理浄化槽	し尿	個人等	—	—
下水道	公共下水道	し尿 生活雑排水 工場排水	寄居町	—	主として市街地
	流域下水道		埼玉県	—	2以上の市町村 公共下水道の下水を流下し処理する
し尿処理施設		し尿 浄化槽汚泥	寄居町	—	—

第4節 生活排水処理施設の概要

本町の生活排水処理施設の概要は以下のとおりです。

公共下水道

表 3-4 公共下水道事業（全体計画）の概要

事業名	荒川上流流域関連寄居公共下水道		
	寄居第1処理分区	寄居第2処理分区	計
処理面積	442.9 ha	407.3 ha	850.2 ha
計画人口	10,590 人	3,110 人	13,700 人
整備人口 (平成30年度末)	—	—	8,287 人
水洗化人口 (平成30年度末)	—	—	6,992 人
計画下水量	5,370 m ³ /日	5,600 m ³ /日	10,970 m ³ /日

汚水は流域下水道幹線を通して深谷市の荒川上流水循環センターで浄化して荒川に放流します。

農業集落排水

表 3-5 農業集落排水事業の概要

事業名	農業集落排水事業		
	今市地区	用土中央地区	折原地区
事業採択年度	平成7年度	平成12年度	平成18年度
供用開始年月日	平成11年10月1日	平成18年7月1日	平成24年7月1日
整備面積	28 ha	33 ha	24 ha
計画人口	1,120 人	1,530 人	1,070 人
計画処理水量	303 m ³ /日	414 m ³ /日	289 m ³ /日
整備人口 (平成30年度末)	655	906	787
水洗化人口 (平成30年度末)	638	841	587
処理施設	今市クリーンセンター	用土中央クリーンセンター	折原クリーンセンター
放流先	市野川	西藤治川	土井の沢川

し尿処理施設

表 3-6 し尿処理施設の概要

施設名	汚泥再生処理センター
供用開始年月日	平成 18 年 4 月 1 日
計画処理区域	寄居町及び深谷市（旧川本町、旧花園町）
計画処理量	83 kℓ/日
放流先	新吉野川

表 3-7 し尿汲み取り・浄化槽汚泥等の収集・処理実績

項目		年度	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
水処理量 (kℓ/年) 全体	し尿汲み取り		-		-		-	
	浄化槽汚泥		-		-		-	
	計		-		-		-	
水処理量 (kℓ/年) 寄居町分	し尿汲み取り		2,451.47		2,072.98		1,925.93	
	浄化槽汚泥		14,183.19		14,236.83		14,083.21	
	計		16,634.66		16,309.81		16,009.14	
収集人口 (人) 全体	し尿汲み取り		-		-		-	
	浄化槽汚泥		-		-		-	
	計		-		-		-	
収集人口 (人) 寄居町分	し尿汲み取り		2,232		1,945		1,863	
	浄化槽汚泥		23,364		22,941		22,652	
	計		25,596		24,886		24,515	
放流量(m ³ /日)			50.5		53.5		56.0	
放流水質	項目	規制値(単位)	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
	pH	5.8~8.6	6.7	7.8	6.8	7.6	7.1	7.8
	COD	20 mg/ℓ (mg/ℓ)	0.5 未満	3.1	0.5 未満	1.7	0.5 未満	1.4
	T-N	10 mg/ℓ (mg/ℓ)	1.9	4.7	1.2	5.4	1.8	5.1
	T-P	1 mg/ℓ (mg/ℓ)	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.10

資料：寄居町生活環境エコタウン課

放流先は新吉野川（新吉野川を経て荒川へ）で、各年度において毎月一回、定期的に水質調査を行っており、pH、COD、T-N 及び T-P の規制値に対して上記の結果が得られていることから、放流水は良好な水質を確保していることが分かります。

第5節 課題の整理

生活排水処理に係る現状の課題としては、以下のようなものが挙げられます。

① 合併処理浄化槽への設置促進

単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換には、建物所有者（使用者）の理解と協力が不可欠です。

単独処理浄化槽の設置されている家庭等では、トイレは水洗化されていますが、家庭等の雑排水が河川等の汚濁の大きな原因であることから、合併処理浄化槽への転換をすすめることにより、公共用水域の保全につながることをPRしていく必要があります。

② 合併処理浄化槽の排水先確保

開発行為や地形的な要因等により排水先が確保されていない地域が見受けられることから、側溝等の整備により排水先の確保が必要です。

③ 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進

合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進するため、浄化槽管理者（使用者）へ「保守点検」・「清掃」・「法定検査」の実施に関する周知啓発を継続して行う必要があります。

④ 汚泥再生処理センターの維持管理

汚泥処理施設の経年劣化により、し尿・浄化槽汚泥の受入れが停止にならないように、計画的な設備機器類の修繕・更新が必要です。

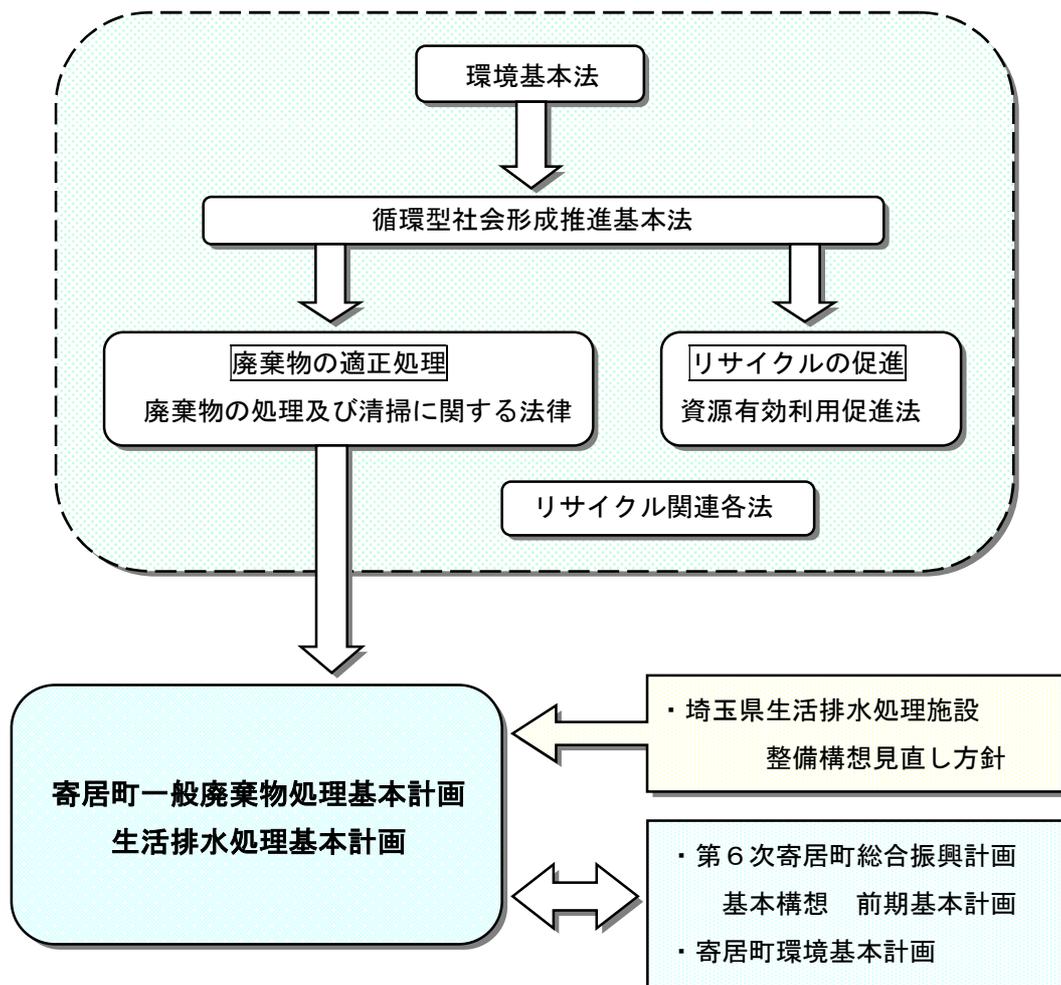
第4章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、「市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」とされており、一般廃棄物処理計画は、ごみ処理及び生活排水処理に関するものから構成されていることから、この二つについて定める必要があります。

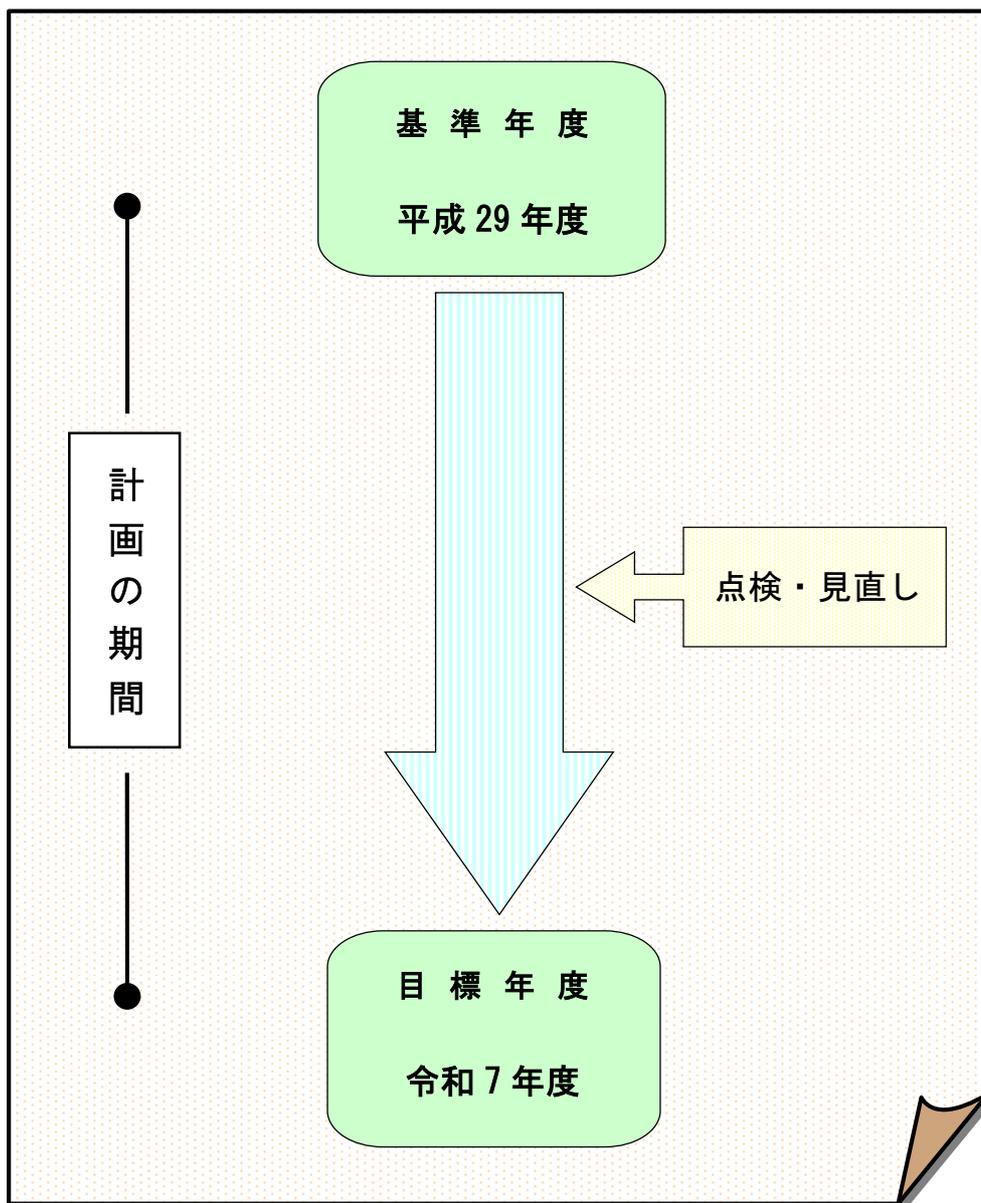
これにより、本町においても生活排水処理に関する計画を取りまとめるもので、本町の生活排水及びし尿・汚泥処理の経済的かつ効率的なあり方を策定するものです。

計画策定の位置づけ



第2節 計画期間

本計画では基準年度を平成29年度とし、目標年度を令和7年度とします。
また、社会情勢等の変化に適宜対応していくため、計画の点検又は見直しについては定期的に行うものとします。



第3節 将来人口

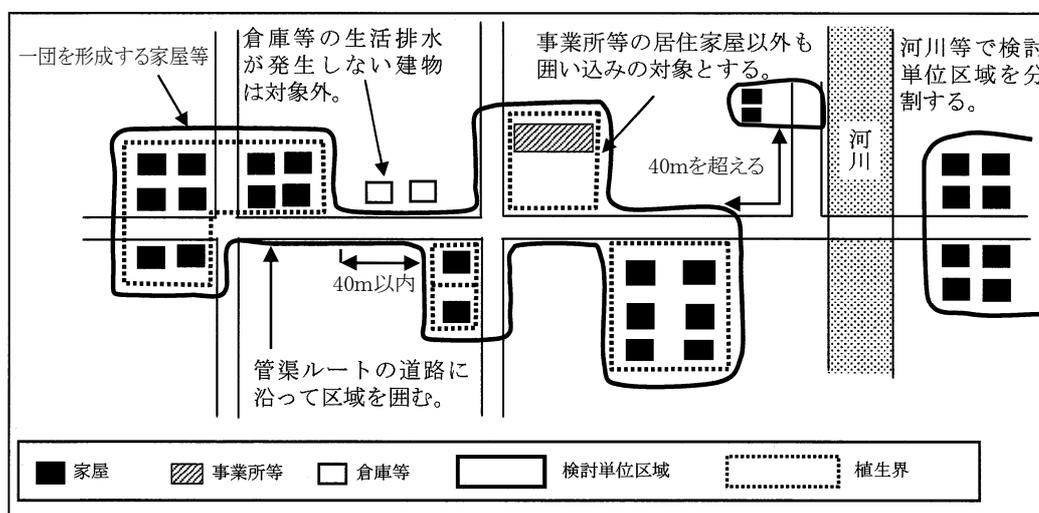
本計画における行政区域内の将来人口は、埼玉県の市町村別将来人口ツールの示した推計値を用います。

表 4-1 埼玉県市町村別将来人口推計値

	令和7年度
将来人口（人）	29,881

第4節 処理区域の設定

本町における生活排水処理の整備手法にあたっては、「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに伴う市町村生活排水処理基本計画等見直し作業マニュアル」に基づき、経済性及び効率性を考慮した処理区域の設定を行い、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽により整備を推進していきます。



処理区域の設定にあたっては、家屋間の距離が40m以内の家屋等を囲い込みます。

第5節 計画の目標

公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業により、全ての生活排水が速やかに処理される状態へ移行することを目標とします。

表 4-2 年度別生活排水処理普及率

年 度	普及率 (%)
平成 29 年度 (基 準 年 度)	72.3
令和 7 年度 (目 標 年 度)	100.0

第5章 生活排水処理計画

第1節 生活排水処理の基本方針

国・県においては、見直しに当たり、近年の社会・経済情勢の顕著な変化や、地域の実情、更には処理施設の特性に応じ、経済的かつ効率的な生活排水処理施設整備手法を検討するとしていることから、町においてもこの方針に従い、基本方針は次のとおりとします。

基本方針（生活排水処理）

- ① 公共下水道計画区域においては、令和7年度までに現状の事業計画区域について下水道整備を進めます。
- ② 農業集落排水計画区域においては、適正な維持管理を進めていきます。また、事業の運営状況を計りつつ、より効果的かつ効率的な運営についての対応を検討します。
- ③ 浄化槽市町村整備推進区域においては、「用土駅西側区域」の整備等を進めるほか、新たに「鉢形区域」及び「赤浜区域」を整備推進区域として整備を進め、運営状況を検証します。
- ④ 合併処理浄化槽整備区域については、公共下水道、農業集落排水の整備区域以外について整備を行うこととし、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、適正な維持管理についての啓発を行います。また、浄化槽市町村整備推進事業の導入は、導入済み区域の事業進捗を見ながら検討を行います。
- ⑤ 地形的な要因等により、排水先が確保されていない地域について、計画的に排水先の確保に向けた整備に努めます。

第2節 生活排水処理計画

計画の目標を達成するために、基本方針に沿って公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業を実施し、目標年度に向けて、以下のとおり整備を推進していきます。

表 5-1 処理形態別生活排水処理普及計画人口

	平成 29 年度 (基準年度)	令和 7 年度 (目標年度)
A) 行政人口 (人)	33,843	29,881
B) 生活排水処理普及人口 (人)	24,468	29,881
公共下水道	8,248	8,158
農業集落排水	2,344	2,069
合併処理浄化槽	13,876	19,654
単独処理浄化槽	7,558	0
し尿汲み取り	1,817	0
生活排水処理普及率 (%) B/A*100	72.3	100.0

表 5-2 公共下水道事業の施設整備計画

年 度	整備面積 (ha)	整備内容
平成 29 年度 (基 準 年 度)	349.3	・ 寄居第 2 処理分区 (男衾地区) 整備中
令和 7 年度 (目 標 年 度)	540.4	・ 寄居第 2 処理分区 (男衾地区) 整備完了予定 : 25.1ha ・ 寄居第 2 処理分区 (男衾駅周辺用途地域) 男衾駅西側区域 : 28.6ha ・ 寄居第 2 処理分区 埼玉県環境整備センター事業地 : 137.4ha

表 5-3 農業集落排水事業の施設計画

年 度	計画人口 (人)	計画内容
平成 29 年度 (基 準 年 度)	3,720	・ 今市地区 供用開始 : 計画 1,120 人 ・ 用土中央地区 供用開始 : 計画 1,530 人 ・ 折原地区 供用開始 : 計画 1,070 人
令和 7 年度 (目 標 年 度)	3,720	—

表 5-4 浄化槽市町村整備推進事業の施設整備計画

年 度	計画人口 (人)	整備内容
平成 29 年度 (基 準 年 度)	531	・ 用土駅西側区域
令和 7 年度 (目 標 年 度)	2,388	・ 用土駅西側区域 477 人 ・ 鉢形区域 1,763 人 ・ 赤浜区域 148 人

第6章 し尿・汚泥の処理計画

第1節 し尿・汚泥処理の基本方針

本計画におけるし尿・汚泥処理の基本方針は以下のとおりです。

基本方針（し尿・汚泥処理）

- ① し尿及び浄化槽汚泥を汚泥再生処理センターで安全かつ衛生的に処理します。
- ② し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、委託体制を継続します。
- ③ し尿及び浄化槽汚泥を安全に処理するため、施設の適正な維持管理を行います。

第2節 し尿・汚泥の処理計画

(1) 計画処理区域

し尿・浄化槽汚泥処理の対象区域は本町全域とします。

(2) 収集・運搬計画

1) 収集・運搬に関する目標

計画処理区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集・運搬を行います。

2) 収集区域の範囲

原則として公共下水道の供用開始区域外を収集区域としますが、未接続住宅等も対象とした計画処理区域を収集区域とします。

3) 収集・運搬の方法

委託による収集・運搬体制を継続し、収集区域から汚泥再生処理センターへの運搬経路は主要幹線道路を使用するよう努めます。また、収集・運搬の量については、収集区域からのし尿・浄化槽汚泥の発生量と同量とします。

収集区域における委託体制は以下のとおりです。

表 6-1 収集区域（し尿汲み取り）

区 域 名		業者数
寄 居 町	市街地区、西部地区、桜沢地区	1社
	用土地区	1社
	折原地区、鉢形地区、男衾地区	1社

表 6-2 収集区域（浄化槽汚泥）

区 域 名		業者数
寄 居 町	用土地区	1 社
	寄居町のうち、用土地区を除く区域	1 社

(3) 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

汚泥再生処理センターの適正な維持管理を行い、し尿・浄化槽汚泥の適正処理に努めます。

2) 中間処理の方法及び量

①中間処理の対象物

計画処理区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥を対象とします。

②処理の方法

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、現行の汚泥再生処理センターの処理方法とします。

③中間処理の量

計画処理区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。

し尿及び浄化槽汚泥の将来発生量は、現況の受入量及び将来の処理人口に基づき推計しました。

表 6-3 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の推定値

年 度		平成 29 年度	令和 7 年度
処理量	生 し 尿 (Kℓ/年)	2,072.98	0.00
	浄化槽汚泥 (Kℓ/年)	14,236.83	13,005.20
	計 (Kℓ/年)	16,309.81	13,005.20

(4) 最終処分計画

1) 最終処分に関する目標

汚泥再生処理センターで発生する汚泥の適正処分に努めます。

2) 最終処分方法

脱水汚泥及びし渣は、委託により処分します。

表 6-4 汚泥再生処理センターから発生する最終処分物量の推定値

年 度	し尿 処理量(総量) (Kℓ/年)	浄化槽汚泥 処理量(総量) (Kℓ/年)	処理量計 (総量) (Kℓ/年)
平成 29 年度	2,072.98	14,236.83	16,309.81
令和 7 年度	0.00	13,005.20	13,005.20

汚泥再生処理センターの概要は以下のとおりです。

表 6-5 汚泥再生処理センターの概要

項目	内容
施設管轄	寄居町
所在地	寄居町大字赤浜 517
敷地面積	13,006.54 m ²
建築面積	2,441.99 m ²
計画処理量	83kℓ/日 (内訳) し 尿 13 kℓ/日 浄化槽汚泥 53 kℓ/日 農集排汚泥 17 kℓ/日
計画処理区域	寄居町
処理方法	主処理 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式 + 高度処理 (活性炭吸着処理)
放流水質	pH 5.8~8.6 T-N 10 mg/ℓ以下 BOD 10 mg/ℓ以下 T-P 1 mg/ℓ以下 COD 20 mg/ℓ以下 色度 30 度以下 SS 5 mg/ℓ以下 大腸菌群数 100 個/cm ³ 以下
放流先	新吉野川

第7章 生活排水処理の推進

第1節 広報・啓発活動

快適な生活環境の確保と水環境の保全のため、町民・事業者などの協力を求めていく必要があることから、広報誌、ホームページによる啓発活動等を行います。

第2節 計画の進行・管理

計画の進行・管理において重要なことは、現在取り組んでいる生活排水処理事業が、どのような状況に置かれているかを常に把握することです。

そこで得られた情報を再度計画に反映し、その計画に沿って事業を実施し、実際に計画通りに進んでいるかを検証し、必要に応じて改善を行います。

これらを繰り返し行うことで、計画の質の向上を目指していきます。

PLAN	:	計画	→	生活排水処理基本計画
DO	:	実施	→	生活排水処理に係る事業の実施
CHECK	:	検証	→	社会情勢等の変化に対応可能かを確認
ACT	:	改善	→	必要があれば見直し

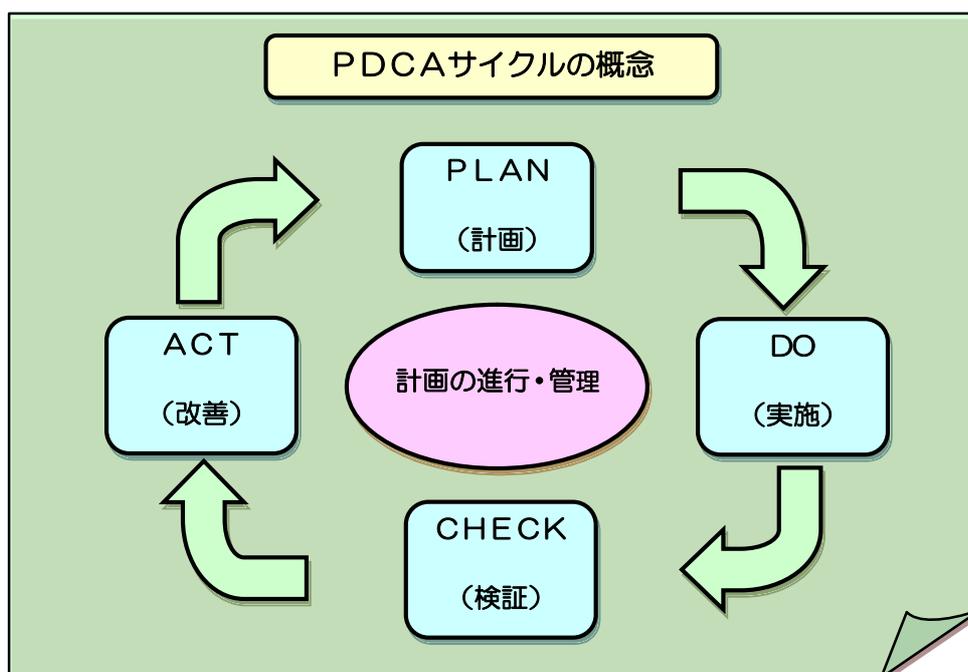


図 7-1 PDCAサイクル概念図

参考資料 用語集

あ行

【一般廃棄物】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法で規定された 20 種類の廃棄物以外のことをいい、し尿、浄化槽汚泥は一般廃棄物に含まれ、事務所などからの紙くず、段ボール、飲食店からの残飯、小売店からの野菜くずなどは事業系一般廃棄物と呼ばれる。

【SS】(エスエス：浮遊物質)

水中に浮遊または懸濁している直径 2 mm以下の粒子状物質のことをいう。

【汚泥】

汚水処理の過程で生じる、有機質の最終生成物が凝集して出来た個体のこと。

か行

【合併処理浄化槽】

し尿と合わせて生活雑排水も処理する浄化槽。

【行政人口】

住民基本台帳に記載されている、行政区域内の人口。

【公共下水道】

主に市街地の下水を排除し、処理するための施設。

【公共用水域】

水質汚濁防止法（昭和 45 年）において、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝管、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」と定義されるもの。

さ行

【COD】（シーオーディー：化学的酸素要求量）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。

【し渣】（しさ）

し尿や浄化槽汚泥中に含まれるごみ（紙類・プラスチック繊維類等）を処理し、取り出したもの。

【し尿】

人間の大小便を合わせたもの。

【住民基本台帳】

市町村長が、住民全体の住民票を世帯ごとに編成し作成する公簿のこと。

【少子高齢化】

少子化、高齢化を合わせた言い方。

少子化：子を産む親世代の減少及び出生率の低下により子供の数が減少すること。

高齢化：総人口における概ね 65 歳以上の人口が増大すること。

【浄化槽汚泥】

浄化槽において微生物が汚水を浄化する際に発生する老廃物や分解されない浮遊物質などの総称のこと。

【浄化槽市町村整備推進事業】

町が主体となって、個人の住宅等に浄化槽を設置し、住民が使用料等を負担しながら、町が維持管理を行っていく事業のこと。

【水源の森百選】

林野庁の認定する、緑と水の水源である水源の森を後世に引き継ぐためには国民一人一人の理解の下に、保全・整備していくことが必要であるということで、所有者や地域住民の努力により昔から維持されてきた森林のことで、こうした、森林の役割を紹介し、水を仲立ちとして森林と人との理想的な関係が作られている等の代表的な森について選定したもの。

【水質環境基準】

環境基本法（平成 5 年）に基づくもので、河川や海域の水質について、人の健康を保護し、生活環境を守る上で維持されることが望ましい項目とその基準。

【生活雑排水】

台所、風呂、洗濯等の排水で、し尿は含まない。

【生活排水】

水質汚濁防止法（昭和 45 年）において、「炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い公共用水域に排出される水」と定義されるもので、本計画書においては、し尿も含む。

【生活排水処理普及人口】

公共下水道整備済区域及び農業集落排水整備済区域内の人口に、それらの区域の外にある、合併処理浄化槽を設置している家庭等の人口を加えたもの。

【生活排水処理普及率】

生活排水処理普及人口を行政人口で除した割合。埼玉県においては生活排水処理率としている。

【生活排水水洗化人口】

公共下水道整備済区域及び農業集落排水整備済区域内の接続済人口に、町全域の合併処理浄化槽を設置している家庭等の人口を加えたもの。

【生活排水水洗化率】

生活排水水洗化人口を行政人口で除した割合。

た行

【大腸菌群数】

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使用される。

【単独処理浄化槽】（みなし浄化槽）

し尿のみを処理する浄化槽で、平成 13 年度からは浄化槽法（昭和 58 年）で単独処理浄化槽の規定が削除され、新設のものは造られなくなった。

【T-N】(ティーエヌ：全窒素)

湖沼、海域で設定される環境基準で、富栄養と貧栄養の限界値は 0.15～0.20 mg/l程度とされる。

【T-P】(ティーピー：全りん)

湖沼、海域で設定される環境基準で、富栄養化の目安は 0.02 mg/l程度とされる。

【都市計画区域】

都市計画制度上の都市の範囲。

【トレンド】

時代の趨勢、潮流、流行のこと。

な行

【農業集落排水】

農業振興地域内の農業集落における生活排水を排除し、処理するための施設。

は行

【BOD】(ビーオーディー：生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。

【PDCAサイクル】(ピーディーシーエーサイクル)

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つであり、Plan (計画)・Do (実施、実行)・Check (点検、評価)・Act (処置、改善)を順次行い、次のサイクルへと繋げていく。

【pH】(ペーハー：水素イオン濃度指数)

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標。

pH試験紙やpH計で簡易に測定でき、pHが7のときに中性を示し、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性となる。

ま行

【水の郷百選】

水環境保全の重要性を広報するため、地域固有の水をめぐる歴史文化や優れた水環境の保全に努め、水を生かしたまちづくりに優れた成果を上げている 107 地域を国土交通省が認定したもの。

【名水百選】

環境省の認定する、全国各地の「名水」とされる 100 ヶ所の湧水・河川（用水）・地下水のことで、昭和 60 年に選定されたものをいい、その後、平成 20 年に「平成の名水百選」が選定されていることから、「昭和の名水百選」ともいわれている。

や行

【用途地域】

都市計画法の地域地区の一つで、住居、商業、工業等の市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 12 種類がある。

ら行

【流域下水道】

下水道法において「もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの」と定義されるもの。